

農業集落排水使用料 が改定されます

平成22年10月1日から使用料の計算方法が水道の使用水量に比例する従量制に変更となります

改定の目的・経過

農業集落排水施設は、町民の皆様健康で快適な生活を維持するため、また河川等の水質保全のために欠くことのできない重要な施設です。

当町の農業集落排水施設は平成10年4月に梁取地区から供用開始となりました。そして平成19年7月の只見地区の供用開始を最終として、計画しました全地区の供用を開始したところです。

これを機会に従来の基本料と世帯人員によって計算する使用料の算定方法を改めて、水道の使用水量に比例する従量制に移行することにいたしました。

この目的は、より公平性の高い料金体系と健全な農業集落排水事業の運営にあります。

昨年の12月定例町議会に新料

金(案)の議案を提案しましたが、検討不十分ということで撤回をいたしました。その後、将来の人口・世帯の減少や節水見込みなどを推計して見直しを行ったうえで、改めて新料金(案)を策定し、「只見町水道事業及び農業集落排水事業運営審議会(菅家二千六会長)」に再諮問し、原案のとおり答申をいただきました。

これを受け、去る3月定例町議会に見直し後の新料金(案)を再度提案し、原案のとおり可決されました。

今後は、原則として水道使用量に比例して農業集落排水使用料が決定されますので、節水などにご協力いただきますとともに、ご理解をお願いいたします。



▲平成19年7月に供用開始した只見地区浄化センター

改定後の新料金は？

現行料金

使用形態区分(一般用・営業用・業務用・店舗兼住宅)毎に異なる基本料金と一人当たり400円~700円の人員割料で使用料を算出していました。従って施設の規模や排水量の多少に関わらず区分と人数で一律計算していたため使用料は同じでした。

10月1日~

改定後

新料金

- 使用者が排出した汚水量に応じて料金が決定されます。汚水量の算定方法は3頁のとおりです。
- 使用形態区分に関係なく全て同一の算出方法となります。※1

<p>月額 基本料金 <small>ひと月の町簡易水道 使用水量10m³まで</small></p> <p>2,200円</p>	+	<p>超過使用水量 ※2 1m³につき (11m³~)</p> <p>220円</p>
---	---	---

※1 集合住宅等で同一の公共柵に接続している世帯も戸別に基本料を適用。
 ※2 井戸及び集落等の水道のみ使用している場合は、世帯員一人当たり月6m³を使用水量とする。
 井戸及び集落等の水道を併用している場合は、通常の月町水道使用水量に世帯員一人あたり月3m³を加算する。

新料金早見表

ひと月の 使用水量	金額
0～10m ³	¥2,200
11m ³	¥2,420
12m ³	¥2,640
13m ³	¥2,860
14m ³	¥3,080
15m ³	¥3,300
16m ³	¥3,520
17m ³	¥3,740
18m ³	¥3,960
19m ³	¥4,180
20m ³	¥4,400
21m ³	¥4,620
22m ³	¥4,840
23m ³	¥5,060
24m ³	¥5,280
25m ³	¥5,500
26m ³	¥5,720
27m ³	¥5,940
28m ³	¥6,160
29m ³	¥6,380
30m ³	¥6,600

※町水道のみ使用している場合

※なお、詳しい内容については各集落での説明会でお知らせします。説明会の日程は後日お知らせします。照会・質問等は下記担当課へお願いします。

環境整備課生活環境班
TEL 0241 (82) 5280

改定後の算定方法は次の3通りがあります

(1) 町水道のみを使用している場合

町水道水のみを使用する場合は、実際に使用した水量を汚水量と見なします。(水道検針により測定)

(具体例)

□一般家庭 一人暮らし世帯 (月水道使用量 6m³と仮定)

・**現行** 1,500円(基本料) + 700円(人数割料) = 2,200円

・**改定** 月水道使用量 6m³(基本使用水量 10m³未満) = 2,200円

□一般家庭 家族4人世帯 (月水道使用量 24m³と仮定)

・**現行** 1,500円(基本料) + 700円×4人(人数割料) = 4,300円

・**改定** 2,200円(基本料) + (24m³-10m³)×220円(超過料) = 5,280円

[備考]

※ひと月の水道使用量から10m³(基本料)を差し引いた水量が超過水量となります。

(2) 町水道と井戸及び集落水道等を併用している場合

水道使用量に使用する人数に応じて世帯員1人当たり3m³を加算した量を汚水量と見なします。

(具体例)

□一般家庭 家族4人世帯 (月水道使用量 24m³と仮定)

・**現行** 1,500円(基本料) + 700円×4人(人数割料) = 4,300円

・**改定** 24m³ + 世帯員加算(3m³×4人) - 10m³ = 26m³×220円(超過料) = 5,720円 + 2,200円(基本料10m³まで) = 7,920円

(3) 井戸及び集落水道等のみを使用している場合

使用する人数に応じて世帯員1人当たり6m³を汚水量と見なします。

(具体例)

□一般家庭 家族4人世帯

・**現行** 1,500円(基本料) + 700円×4人(人数割料) = 4,300円

・**改定** (世帯員4人×6m³) - 10m³ = 14m³×220円(超過料) = 3,080円 + 2,200円(基本料) = 5,280円

[備考]

※特殊利用(合併浄化槽との併用、水道使用量と汚水量の差が大きい事業所、町水道を使用していない事業所等)の場合は、個別打ち合わせを行います。